

## ○公的研究費等の取扱について

平成 19 年 10 月 1 日  
07 企画・経理部通ちょう第 1 号

改正 平成 28 年 9 月 27 日 16 経営企画部通ちょう第 1 号

### (目的)

第 1 条 一般財団法人 リモート・センシング技術センター（以下「財団」という。）におけるすべての会計業務については「会計規程」に、また、コンプライアンスについては「役職員等による適正な業務の執行について」の規定によるが、この通ちょうは、特に公的研究費等の運営・管理及び研究活動における不正行為への対応（以下「公的研究費等への対応」という。）に関して文部科学省のガイドラインを満たすべき基本的事項を定め、適正な執行及び効率的な事務処理に資することを目的とする。

### (責任体系)

第 2 条 理事長は、財団を代表し、統括する最高責任者として公的研究費等への対応について最終責任を負う。最高責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知すると共に、それらを実施するために必要な措置を講じる。

2 理事長は、公的研究費等への対応を適正かつ効率的に実施するために、理事長を補佐する統括責任者を置き、監査室を所掌する理事とする。統括責任者は、基本方針に基づき、財団全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。

3 理事長は、前項の統括責任者の下に、公的研究費等への対応に係る責任者（以下「コンプライアンス責任者」という。）を置き、各部・所等の長をもって充てる。コンプライアンス責任者は、統括責任者の指示の下、各部・所等における対策・コンプライアンス教育・競争的資金等の適正な管理、執行状況のモニタリングを実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告する。

4 理事長は、統括責任者、コンプライアンス責任者をもって公的研究費等への対応が行えるよう配慮するとともに、事務処理手続きの統一を図り、公正な運用に努めなければならない。

### (職務権限)

第 3 条 公的研究費等への対応に関する職務権限については「事務局組織規程」及び「会計規程」によるものとする。

### (執行の事務手続き)

第 4 条 研究者は、公的研究費等の執行を行う場合は、別紙「会計事務処理フロー」によらなければならない。

### (支出財源の明示)

第 5 条 研究者は、発注の依頼を行う場合、調達伝票にその支出財源が公的研究費である旨を明示しなければならない。

### (納入検査)

第6条 物品等の納入検査は、「監督・検査の実施について」及び「監督員及び検査員の任命事務に係る実施要領」に基づき経営企画部長を受領検査員として行う。

(取引停止等)

第7条 財団が発注する物品の購入及び役務その他の契約に関し、相手先業者が不正な取引に関与したものと認められた場合、必要に応じて取引停止等の措置を行う。

(関係者の意識向上)

第8条 最高責任者は公的研究費等の適正かつ円滑な執行を行うため、研究者及び事務職員に公的研究費等への対応に関する行動規範を周知し、意識の向上を行う。

(相談窓口)

第9条 財団における公的研究費等への対応に関する内外からの相談は、「役職員等による適正な業務の執行について」の規定に基づき取り扱うものとする。

(通報等の取扱い)

第10条 通報等の取扱は、「役職員等による適正な業務の執行について」の規定に基づき取り扱うものとする。

(調査の実施等)

第11条 調査対象は文部科学省のガイドラインで示されている不正行為とし、告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。また、調査実施の決定後、30日以内に調査を開始するものとする。

2 最高責任者は、調査が必要と判断された場合、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施し、調査結果を認定するものとする。調査にあたっては、財団に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むものとする。

4 統括責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている部・所等に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

5 最高責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

6 最高責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

7 配分機関より要請があった場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。尚、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

8 不正行為と認定された場合には、財団は被告発者へ調査結果とともに不正の事実を通知する。被告発者は、同通知受領後30日以内に第9条相談窓口へ不服申立てをすることができる。財団は不服申立てがあった場合には、当該事実を配分機関に報告するものとする。

9 最高責任者は、50日以内に不服申立ての却下または再調査開始を決定し、当該事実を配分機関に報告するとともに、再調査を行う場合には、30日以内に再調査を行い、調査結果を配分機関に報告するものとする。

(不正防止計画)

第12条 統括責任者は、公的研究費等への対応を適正かつ円滑に行うため、不正を発生させる要因を把握し、必要に応じて計画、実施、点検、見直しのサイクルを取り入れた不正防止計画を策定するものとする。

2 統括責任者は、不正防止計画を策定したときは、その旨最高責任者及び監事に報告しなければならない。

(監査)

第13条 監事は、監査規則により公的研究費等の執行状況の監査をあわせて行い、その結果を最高責任者に報告するものとする。

(雑則)

第14条 この通ちように定めるものの他、公的研究費等の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日 11企画・経理部通ちよう第4号)

この通ちようは、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月1日 11企画部通ちよう第2号)

この通ちようは、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日 14経営企画部通ちよう第1号)

この通ちようは、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月5日 14経営企画部通ちよう第2号)

この通ちようは、平成27年3月5日から施行する。

附 則 (平成28年9月27日 16経営企画部通ちよう第1号)

この通ちようは、平成28年9月27日から施行する。

会計事務処理フロー

